



皆さまの取組結果で保険料率が下がる『インセンティブ制度』

令和3年度は**全国14位**にランクインしました！

インセンティブ制度とは、下記の5つの取組について、事業主および被保険者の皆さまの取組結果をランキング付けし、その総合順位が全国47支部で上位23支部以内になると、順位に応じて保険料率に対する「インセンティブ」が付与される制度です。この結果は令和5年度の健康保険料率に反映されます。

令和3年度結果  
インセンティブ

**5**つの取組

総合  
**14位**  
令和2年度：26位

取組 **1** 健診を受診する

前年度 32位 → **3位** 順位 UP!

お勤めされている被保険者の健診だけでなく、家族の特定健診の受診率がアップしたことが要因です。

さらなる上位を目指すためのポイント

お勤めされている被保険者の方は「生活習慣病予防健診」を、被扶養者（ご家族）の方は「特定健診」を受診しましょう。  
※令和5年度のご案内は裏面をご覧ください

取組 **2** 協会けんぽの健康相談を受ける

前年度 25位 → **21位** 順位 UP!

健診の結果、生活習慣の改善が必要な方が、健康相談を積極的に利用したことが要因です。

さらなる上位を目指すためのポイント

健診の結果、生活習慣病になるリスクの高い方が健康相談（特定保健指導）の対象となります。生活習慣改善のため、対象となった方は健康相談を受けましょう。

取組 **3** 適正体重をめざす

前年度 22位 → **10位** 順位 UP!

取組2の対象者に該当した方が、翌年の健診結果が改善し、対象外となった方の割合が増えたことが要因です。

さらなる上位を目指すためのポイント

取組2の健康相談の対象とならないためにも、健診結果を踏まえ、健康相談のアドバイスを参考に健康づくりに取り組み、適正体重を目指しましょう。

取組 **4** 健診で引っかかったら病院へ行く

前年度 17位 → **6位** 順位 UP!

健診結果で「要治療」「再検査」の判定を受け、速やかに医療機関を受診した方が増えたことが要因です。

さらなる上位を目指すためのポイント

「要治療」「再検査」の方は、重症化を防ぐためにも、健診後遅くとも3か月以内に医療機関を受診しましょう。  
早期発見、早期治療が大切です！

取組 **5** ジェネリック医薬品を処方してもらう

前年度 43位 → **47位** 順位 DOWN

10歳台までの世代においてジェネリック医薬品の使用割合が非常に低いこと、ジェネリック医薬品の供給不足が主な要因です。

さらなる上位を目指すためのポイント

協会けんぽではジェネリック医薬品希望の意思表示がしやすいよう、「ジェネリック医薬品希望シール」をお配りしています。事前に保険証やお薬手帳に貼っておくと手間もなく便利です。ご希望の方は下記までご連絡ください。

引き続き、5つの取組へのご理解・ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：企画総務グループ【0776-27-8301】

協会けんぽ福井 インセンティブ制度

検索



# 令和5年度 健診のご案内

自己負担額が  
軽減されます！

## 【被保険者対象】生活習慣病予防健診

令和5年度 生活習慣病予防健診の健診対象者一覧やパンフレットが同封されたご案内を3月下旬に事業主（事業所）様宛にお送りします。事業所の定期健診としてご利用ください。

緑の封筒でお送りします



(イメージ)

- 対象者：35歳～74歳までの方
- 検査項目：診察等・問診等、身体測定、血圧検査、血液検査、尿検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査、便潜血反応検査、(医師の判断による)眼底検査
- 健診費用：令和4年度 最高7,169円⇒ **最高5,282円**

### 予約方法について

- ご希望の健診機関に直接予約をしてください

予約受付は3月1日から開始しています。  
早い段階で定員に達し受付終了となる健診機関も  
ございますので、お早めに予約をお願いします。

健診機関



協会けんぽの生活習慣病  
予防健診を予約したいの  
ですが、受診希望日は  
〇月〇日です。

### ◆予約時に伝えること

- ①氏名
- ②生年月日
- ③保険証の記号・番号
- ④保険者番号
- ⑤受診する健診項目
- ⑥健診希望日
- ⑦連絡先（住所・電話番号等）



協会けんぽへ申込書の  
提出は**不要**です

問い合わせ先：保健グループ【0776-27-8304】

協会けんぽ福井 生活習慣病予防健診

検索

# 退職される方の健康保険について

退職等により健康保険を資格喪失される場合、退職日の翌日から保険証はお使いいただけません。  
退職後の健康保険には、3つの選択肢があります。手続きは退職されるご本人様が行います。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

種類	手続き先	加入要件	保険料
健康保険 任意継続	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	・退職日までに被保険者期間が継続して 2ヵ月以上あること ・退職日翌日から20日以内に手続き すること	退職前に控除されていた健康 保険料を2倍した額 ※上限があります
国民健康 保険	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	お住まいの市区町村担当課へお問い合わせ ください	加入する世帯人数や、前(々)年の 所得等によって決まります
ご家族の 健康保険	ご家族の勤務先	被扶養者としての認定基準を満たすこと ※ご家族の勤務先にお問い合わせください	被扶養者分の保険料負担はあり ません



資格がなくなった方（被扶養者分も含む）の保険証は事業所にて  
すみやかに回収し、必ず管轄の年金事務センターへ返却をお願いします。

全国健康保険協会  
協会けんぽ  
福井支部

健康づくりは  
幸せづくり

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪  
毎月10日配信中！

登録はこちらから⇒



「@kyoukaikenpo.or.jp」からのメールを受信できるように設定をお願いします。